

令和5年8月

お客さま各位

西兵庫信用金庫

### 当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。  
さて、当金庫は、当座勘定規定を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。  
なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

#### 記

#### 1. 改定規定

- (1) 当座勘定規定（一般当座口用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

#### 2. 改定日

令和5年8月23日

#### 3. 改定内容

以下の条項を追加・変更します（対象箇所を下線）

- 当座勘定規定（一般当座口用） 第9条（支払の範囲）
- 当座勘定規定（専用約束手形口用） 第10条（支払の範囲）

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払い義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

以上